

令和5年5月22日

各局室区長 様

環境局長

市役所におけるプラスチック削減の率先取組みについて（依頼）

プラスチックごみによる海洋汚染を始めとした環境問題が世界的な課題として注目される中、国においては令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」により課題解決の方向性が示され、令和4年4月には「プラスチック資源循環促進法」によりプラスチックの資源循環等の取組みを促進するための取組みが具体化されました。

さらに、この法律で定める基本方針において、国及び地方公共団体は自ら率先して可能な限りプラスチック類の排出を抑制し、再資源化を実施することとされています。

本市においても「持続可能なプラスチックの利用」の実現に向けて、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方として、「名古屋市プラスチック削減指針」を令和4年度に策定したところです。

市役所も一つの排出事業者として、事業執行に伴う部分だけでなく、庁内の個人利用についてもプラスチック削減に取り組むことでプラスチック廃棄量を削減し、市民・事業者の規範となる行動を取ることが必要です。

各局区室におかれましては下記の行動例にご留意の上、職員一人一人の意識向上を図り、市としての率先行動に繋げていただくようお願いいたします。

記

1 自分ができるプラスチックフリーの取組みを実施する

行動例：マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー等の持参により、使い捨てプラスチックの受け取りを自ら辞退する。

2 個人利用の廃プラスチックを職場で捨てる場合は分別方法に従い分別する

行動例：ペットボトルのラベル・キャップを外して分別する。

3 物品の調達においては、プラスチックが使用されたものを可能な限り避けるとともに、「名古屋市グリーン購入ガイドライン」及び「名古屋市啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」に沿った調達をする。

行動例：プラスチックの包装が無い物品や再生素材を使用した物品を選択する。

会議、イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わない。（※環境局ではリユースカップの貸し出しを実施。）

4 業務において廃プラスチックが発生した場合は分別方法に従い分別する。

行動例：発泡スチロールとその他プラスチック類を分別する。

＜令和4年度に他局と連携して作成した啓発品の例＞ ※単価は税抜き

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>オリジナルメモ帳<br/>(教育委員会生涯学習課)<br/>制作：マルワ</p>  | <p>ボックスキッチンペーパー<br/>(上下水道局経営企画課)<br/>制作：東京ペーパー</p>  | <p>エコバッグ (昭和区福祉課)<br/>制作：すずや</p>  |
| <p>115 円/冊 (2,000 冊作製)</p>  | <p>98.5 円/枚 (2,000 個作製)</p>  | <p>240.4 円/個 (400 個作製)</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>紙製ファイル<br/>(総務局アジア競技大会推進室)<br/>制作：竹田印刷</p>  | <p>とびだすふせん (総務局企画課)<br/>制作：松浦紙器製作所</p>  | <p>ノート (総務局空港対策室)<br/>制作：近藤印刷</p>  |
| <p>190 円/枚 (900 枚作製)</p>   | <p>270 円/個 (1,000 個作製)</p>  | <p>58 円/冊 (4,000 冊作製)</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>ヒノキ防虫ブロック<br/>(スポーツ市民局消費生活課)<br/>制作：ゴーフォワード</p>  | <p>紙製クリアファイル<br/>(スポーツ市民局消費生活課)<br/>制作：フシミ</p>  |
| <p>330 円/個 (720 個作製)</p>   | <p>102 円/枚 (2,000 枚作製)</p>   |

＜令和5年度の連携内容＞

- ・啓発物品のデザインは、広報面の面積の 1/3 以上が「使い捨てプラスチックの削減に係る啓発」で、残りは募集対象となる啓発とします。
- ・作製に要する費用は広報面の面積の比率で案分します。
- ・多くの部門に利用してもらうために 1 件当たりの補助額は 15 万円以内程度を想定していますが、必ずしもこれに縛られるものではありません。
- ・募集期間は令和 5 年 5 月から令和 6 年 1 月末までです (予算が無くなり次第終了します)。